

【新型コロナウイルス関連情報】

㊦ 広報 あさひまち

令和2年4月16日号

③

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

感染予防のお願い

県内では、県外からの来訪者や県外との往来に起因する感染が家族や職場などに広がっています。

町内においても、いつ感染が起り得るかわからない状況です。町民一人ひとりがこまめな手洗いや咳エチケット（マスク等）などの感染予防にしっかりと取り組んでいただくとともに、3つの密「密閉」「密集」「密接」を避けることに努めてください。

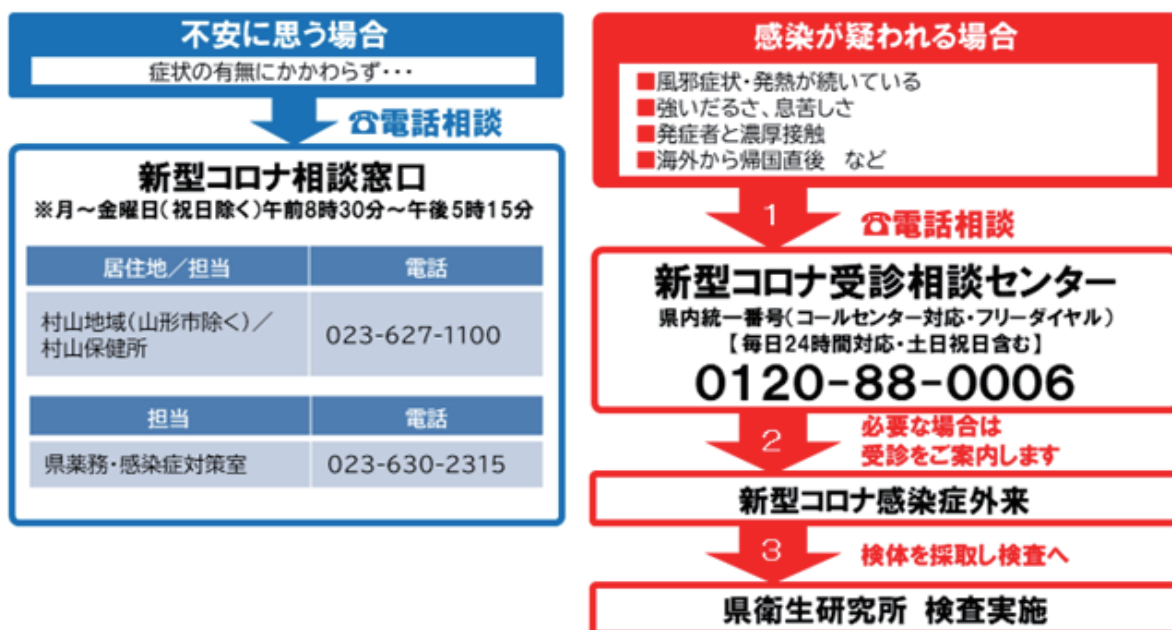
特に次の2点についてもご協力をお願いします。

- ① 県外にいるお子さんや御親族などには、法要などの様々な行事での来県を控えるようお伝えください。
- ② 県外から来県された方は、2週間程度、自宅待機や在宅勤務などにより外出を控えてください。

詐欺にご注意！

- ① 息子を名乗り、「会社の上司から新型コロナウイルスで困っているから、貸していたお金をすぐ返してほしいと頼まれた」との不審な電話の事例。
 - ② 携帯電話会社名で、新型コロナウイルス関係の助成金を配布するとのメールが届いた事例。
 - ③ 新型コロナウイルス対策室を名乗り、個人情報聞き出す不審な電話の事例。
 - ④ 自宅の固定電話に、「新型コロナウイルスの検査が無料で受けられる」「マイナンバーが必要なので自宅に行く」との不審な電話の事例。
- ※全国で発生があり、今後も発生が続くと予想されますので、十分にご注意ください。

新型コロナウイルス相談・受診・検査の流れ



生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

▶貸付対象

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

▶貸付限度額

原則として、一世帯につき一回限り10万円以内
ただし、以下のいずれかの場合、一世帯につき一回限り20万円までの貸付も可

- ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合
- ②世帯員に要介護者がいる場合
- ③4人以上の世帯である場合
- ④世帯員に以下に該当する子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として臨時休業した小学校等に通う子
 - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
- ⑤世帯員の中に個人事業主等がいることなどのため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

▶据置期間 貸付の日から1年以内

▶償還期間 据置期間終了後2年以内

▶貸付利子 無利子

▶保証人 不要

▶その他

主に失業された方等向けの「総合支援資金」貸付の制度もありますので、詳細は問合わせください。

▶個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター制度の内容についての問合わせは、コールセンターにお電話ください。

☎0120-46-1999

※受付時間：午前9時～午後9時（土日・祝日含む）

▶申込み・問合せ先

朝日町社会福祉協議会

☎67-2465

※受付時間：月～金曜日（祝祭日除く）
午前9時～午後5時

郵送による町の各種申請手続きについて

窓口での各種申請手続きについては、新型コロナウイルス感染症予防のため、発熱や咳など体調不良の方はできるだけご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、郵送による手続きも可能なものがありますので、詳細は担当課に問合わせください。

【郵送による申請可能な手続きの例】

○税務町民課 住民生活係 ☎67-2119

税務町民課 税務係 ☎67-2107

①転出届

届出書（町ホームページからダウンロード可）、
身分を証明するもの（免許証等のコピー）

②国民年金保険料

（免除・納付猶予申請、学生納付特例申請）

※申請書をお送りしますので、電話にて問合わせください。

③住民票・戸籍・税務証明書関係の一部

※手続きに関する説明や申請様式などは、町ホームページにも掲載しています。

○健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116

①国民健康保険・後期高齢者医療に関するもの

（被保険者証等再交付申請、限度額適用認定申請・標準負担額減額認定申請・国民健康保険への加入及び喪失等）

②各種給付申請

（特定不妊治療費助成、がん患者医療用ウイッグ・乳房補整具購入助成、新生児聴覚検査費用助成等）

○健康福祉課 介護支援係 ☎67-2156

①介護保険に関するもの

（介護保険申請、負担限度額認定申請、被保険者証等再交付申請等）

②紙おむつ等購入申請

※申請書をお送りしますので、電話にて問合わせください。